

## はまぐち誠

# 経済産業委員会で質問に立つ!

皆さんの声を、国会に届ける!

(主な質疑内容は裏面参照)

## 企業立地促進法 改正案について

< 今回の質問持ち時間40分 >

加計学園関連(約7分)

企業立地促進法関連(約33分)

### 【CHECK】 与党議員からヤジが飛ぶ中、法案とは直接関係ない 加計学園について何故質問するのか?

獣医学部新設が

- 公正公平な方法で決められたのか、
- 公正公平でない方法で決められたのか、

## 真実を究明するため。

「官邸トップレベルが言っている」  
「総理のご意向」  
等が記載された文書について

当時事務方トップは) **本物である。**

文科省の調査結果は) **存在は確認できなかった。**

どちらかが嘘をついている

●仮に、公正公平でない方法で決められていたとすると、どういうこと?

すべての国民に公正公平であるべき**行政が、時の権力者に近い人達のために**  
“**歪められた(=利益誘導)**” ということです。  
森友学園も同事例です。そんなこと、決して許されません!

### 【本改正案の概要】

**地域の成長発展の基盤強化** ①地域の特性を生かし、  
を目的とした ②地域に高い経済的波及効果を及ぼす

地域経済  
牽引事業計画

承認された計画に対して

- 設備投資への支援(最大40%特別償却・4%税額控除)
- 財政面の支援(H29年度予算1,000億円) 等

を **承認・支援**  
する制度の創設

★本改正案について、**はまぐち誠** (民進党)は、

**賛成!**



# 【主な質疑と答弁】

〔〇はまぐち誠 →政府・政府参考人答弁〕

- 一昨日の中小企業視察に際し、ご努力いただいた皆様に感謝。
- 視察の中で感じたこととして、海外との取引増加が大きな課題。中小企業が海外に出ていく壁は高いことを実感。今後の取組等について確認したい。
  - 地方は人口減少と高齢化で需要は縮小。海外需要を取り込むことが重要。情報収集、相談窓口の設置、戦略策定支援、新商品・新サービス開発等、段階に応じてきめ細やかな支援をしていきたい。
  - 加えてT P P。複雑な手続き等がT P Pによって統一化。T P Pを進めることも中小企業の海外展開にプラスになる。
- 基本計画だが、現基本計画で似通った計画が各地域から出ているとの指摘あり。この法案の中でいかに地域の特性を反映するか。場合によっては同意しないこともあるのか。
  - 改正案では、地域の特性とその戦略的な活用分野を国が基本方針で示す方向。
  - 基本計画策定に当たっては、商工会、大学、関係企業、地銀等を構成員とする地域経済牽引事業促進協議会で協議を行ってもらって、地域の有識者の英知を結集してこの計画を作成していただきたい。
  - 万が一、特性を生かしていないような計画等が出てきた場合は、国として同意しない判断もあり得る。
- もう一つ課題として指摘があるのが、リードタイムが非常に掛かること。とりわけ、今後が期待される第4次産業革命分野の事業等は、手続きも含めこれまで以上にスピーディーにやることが重要。国の検討内容を確認したい。
  - 関係省庁との協議等で時間がかかることはご指摘の通り。さらに、ライフサイクルの変化等によりスピード感ある事業を迅速に応援していく必要がある。関係省庁間の連絡を密にするなどして迅速な手続を進めたい。様々な観点で取り組んでまいりたい。
- 法に基づいて各都道府県が基本計画を作る際、規模の小さな自治体は人的工数が掛けられないと聞く。国としてのサポート施策はどう考えているか。
  - マクロ・ミクロ的な具体的な情報提供やアドバイス等でお手伝いしたい。加えて各地方経済産業局をフル活用して個別の相談対応等も行いたい。
- 地域経済牽引事業計画について、都道府県で数にばらつきがあるのが実態。どのように対処するか。
  - 様々な要因があると思うが、徹底した周知活動を行いつつ、P D C Aを毎年回すことによって少し動きの弱いところは後押しをしたい。
- 報告の徴収が法案に記載されている。どのようなときに確認するのか。何等かの措置をとることもあるのか。
  - 本法案の一つの目玉がP D C Aを回すこと。自治体が事業者から報告を受けることができる規定を設けた。もう一つは国と自治体の関係。国が自治体の基本計画の進捗状況を報告徴収できる規定を設けた。国自身も、目標達成率が悪いというときは事業全体の在り方を見直していくこともあり得る。
- 現行法でも、工場が地域に来てもすぐに閉鎖または撤退するといったケースが短期間で起こっている。実際の事業計画を作る段階で、その地域に一定程度いるというのを条件にしてはどうか。
  - 地域に根差した事業がしっかりと行われるよう、対応してまいりたい。
- 本改正案には罰則規定があるが、民間の事業者だけの罰則になるのか、官の方には何ら罰則の規定は掛からないのか確認したい。
  - 本規定は主務大臣が同意をした市町村及び都道府県による基本計画の進捗状況の報告を求めるものであり、(官)の罰則規定というのは特段措置していない。
- 地域経済の活性化のために、主権型の道州制度を議論していく必要があるのではないかと。過去十年間の地域主権型道州制の議論の進捗はどうか。
  - 平成18年2月に道州制のあり方に関する答申が出され、同年9月に担当大臣がおかれた。大臣の下に設置された懇談会にて中間報告をまとめたが、政権交代などにより最終報告を出さずに終わった。これとは別に各党各会派でも議論されている。
- 地域のことを考えたとき、広域経済圏をつくって、その中で地域のことを判断してもらう。単なる主権だけでなく、課税自主権も含めた財源も併せて移譲していく。こうしたことが地域経済の活性化につながるのではないかと。大臣の所見を伺いたい。
  - 幾ら道具を揃えても地域が自主的にやる気がなければ地域経済の活性化は進捗しない。その意味で、地方分権推進は重要。特に、単位自治体の対応では間に合わない広域的課題は道州制といったことも一つの視野。他方、全部分権するのが良いのかどうか。両方のバランスが重要。
- 地方議員の皆さんと意見交換しても、地方に財源含め権限くれとの意見が根強い。地域主権型道州制という議論も是非国会の中でも盛り上げていきたい。

## 【CHECK】

★本改正案の附帯決議(※)に、はまぐち誠の提案が採用されました！

- 一 地域の特性や強みを生かした地域の経済牽引事業を促進するため、成長が期待される地域の中核事業の特定等に必要の情報提供や助言のほか、**海外展開等様々な分野の専門人材の育成・派遣**を行う等地域公共団体に対する、、、
- 二 地方公共団体の基本計画において、地域の特性を生かした多様な事業分野が対象とされるよう周知するとともに、地域経済、、、(中略)、、、が有効に機能するよう促すこと。あわせて、**地方公共団体の計画立案負担の軽減を図ること。**

※附帯決議とは、政府に対して留意すべき内容を委員会として決議したもの。

(赤字がはまぐち誠の提案)

法の実施にあたり、政府は決議内容を尊重した対応を取らなければならない。